

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例（平成22年6月10日京都市条例第10号）（保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課）

京都市かしの木学園は、施設の老朽化が著しいため、社会福祉法人が実施主体となり、現地で建て替えることとなりました。その期間中について、京都市かしの木学園の位置を変更するとともに、当該社会福祉法人により建設される施設の完成後、同学園を廃止することとしました。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年6月10日

京都市長 門川大作

京都市条例第10号

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例

第1条 京都市知的障害者授産施設条例の一部を次のように改正する。

別表1京都市かしの木学園の項中「京都市中京区西ノ京桑原町8番地」を「京都市中京区西ノ京新建町3番地」に改める。

第2条 京都市知的障害者授産施設条例の一部を次のように改正する。

別表1京都市かしの木学園の項を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において市規則で定める日から、第2条の規定は公布の日から起算して1年10月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)